

種痘に関する文書を読む 解説

1 鈴木（庸）家文書について

（1）鈴木（庸）家について

- ・鈴木家は同家の記録によると穗積氏を祖とするとされ、江戸時代前期には比企郡宮前村（現、川島町）で帰農していたと思われる。
- ・同家の当主は、江戸時代後期以来宮前村名主、幕末には川越藩領川島組42か村の頭取名主を勤め、明治維新以降は副戸長、副区長、地租改正惣代等を経て、明治14年（1881）の郡制公布時に初代の比企横見郡長に就任し、その後も県会議員を輩出するなど代々地方の政治と行政に深く関わっている。

（2）資料について

- ・総点数 11,073 点
- ・大きく 6 つの文書群で構成される。
 - ①宮前村の名主文書群 名主引継文書を含む。支配・年貢・村政・水利普請関係が多い。
 - ②川越藩領組合村である川島組の頭取名主文書群 議定書や入用帳がある。
 - ③宮前村の戸長役場文書群 町村政・土地・土木・教育関係がある。
 - ④比企横見郡長文書群 通知・書状類が多い。
 - ⑤三保谷村長などを勤めた鈴木誠一氏の個人文書群 三保谷村・川島村役場文書がある。
 - ⑥鈴木家の家文書・典籍群 明治前期の公文書の豊富さが特色で、入間県・熊谷県布達が大量に残されている。

2 比企郡宮前村について

荒川と入間川の間、旧和田吉野川の自然堤防上や低地に位置し、現在は川島町大字宮前となっている。村名は隣村吉原村に鎮座する西宮の前に位置することによるという。

天正18年（1590）の徳川家康の関東入部以来川越藩領に属し、慶応2年（1866）松平直克が上州前橋へ移封後は、前橋藩松山陣屋の支配を受けた。

※資料に出てくる他の村々

すべて比企郡に属した村で、現、川島町。宮前村の小組合。

上新堀村	かみにいぼりむら	新堀村が元禄年間に上下に分かれ、明治になってまた合併した。川越藩領。幕末には上野前橋藩領。
紫竹村	しづくむら	はじめ川越藩領、幕末には上野前橋藩領。
平沼村	ひらぬまむら	
白井沼村	しろいぬまむら	
出丸中郷	でまるなかごう	はじめ川越藩領、幕末には上野前橋藩領と旗本大木氏知行。

2 種痘について

天然痘（疱瘡）の予防接種。人に人為的に痘瘡を罹患させてから免疫を得させる人痘接種法から、牛痘臘を接種して人痘に対する免疫をつくる牛痘接種法へと発展した。

1798 年にイギリスのエドワード・ジェンナーが牛痘法を発表し世界に広まった。

○日本での種痘のはじまりには諸説ある。

- 文政 7 年（1824）には、松前藩福山（現、北海道松前町）生まれの漁民中川五郎治がロシアに漂流した際持ち帰った牛痘法がすでに松前を中心に行われていた。
- 嘉永 2 年（1849）佐賀藩伊檜林宗健と、長崎の蘭館医モーニケが丑痘法に成功した。等

この長崎での成功から牛痘法は西日本、さらに江戸へと伝わっていく。

安政 5 年（1858）蘭方医伊藤玄朴らの働きかけで、神田お玉ヶ池に種痘所が設立される（のちの東京大学医学部）。

○埼玉県域関係では、比企郡番匠村（現、ときがわ町）の医師小室元長（三代目）の天保年間の日記に、門人が種痘を行った記事が見られる。（当館収蔵小室家文書）

また門人安藤文沢は天保元年（1830）に鳥羽藩医となり種痘を行った。

※天然痘（疱瘡）について

天然痘ウィルスによる伝染病。痘瘡・モガサとも呼ばれ、しばしば麻疹と混同された。日本では奈良時代から明治初めまで流行の記録がある。江戸時代には誰もがかかる病気になっていた。種痘法が開発されたことにより、日本でも明治 18 年（1885）以降大流行がみられなくなり、昭和 55 年（1980）に WHO（世界保健機関）が地球上からの天然痘根絶宣言を発した。

3 語句の解説

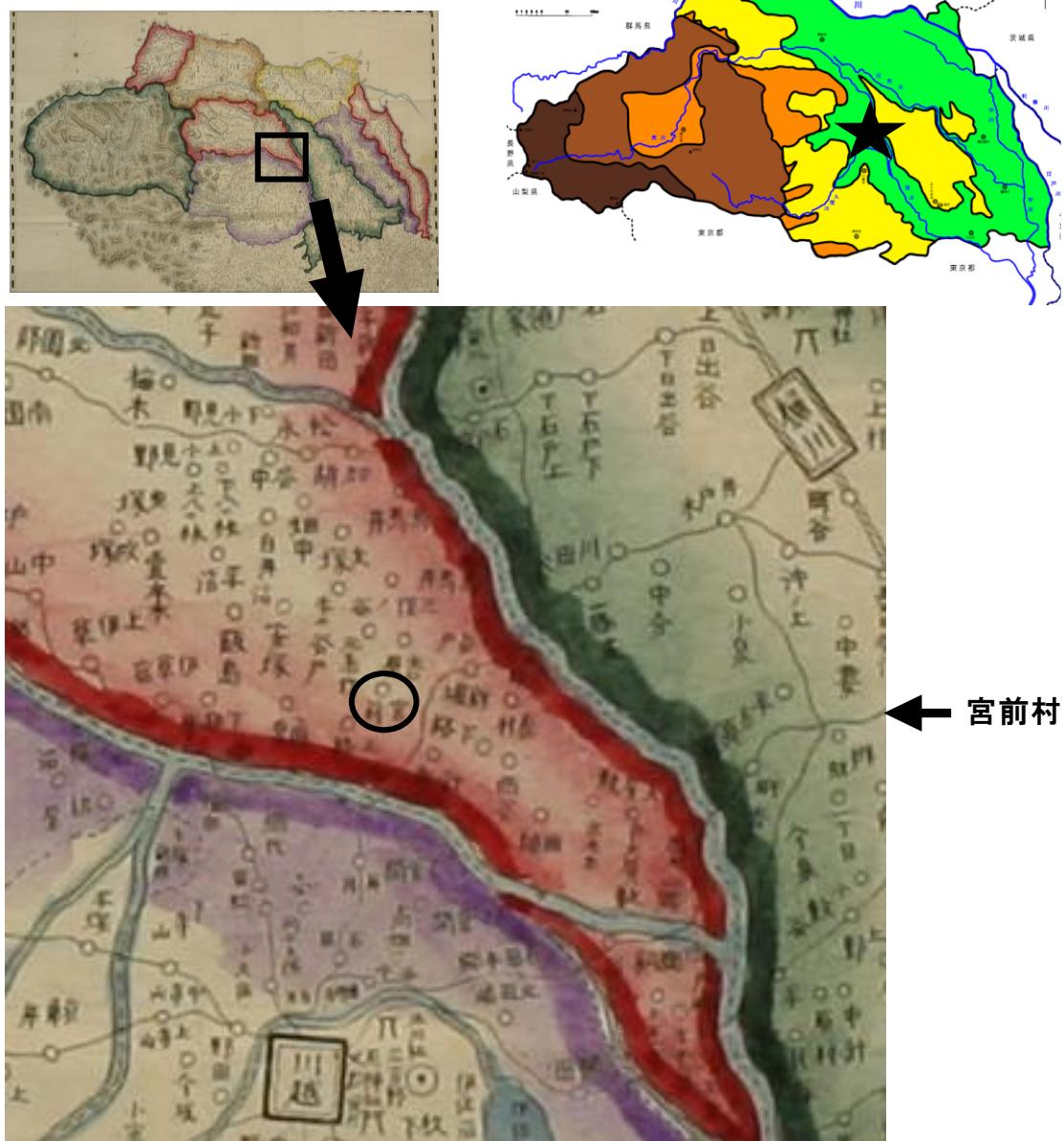
- ・慶応二年三月：西暦の 1866 年 3 月
- ・寅（とら・いん）：十二支の 3 番目。年を表すこともある。十干と組み合わせて用いることもある。
- ・請書（うけしょ）：依頼や命令に対し、それを承知した旨を書いた文書。
- ・一札（いっさつ）：一通の書付・証文・手形など。文書の表題・巻頭に用いられる。
- ・兼而（かねて）：前もって。あらかじめ。
- ・被（らる）：動詞の上について受身や尊敬を表す助動詞。
- ・仰出（おおせいで）：命令・布告を発すること。
- ・廻状（かいじょう）：役所から村々へ回される通達書。
- ・早速（さっそく）：すぐに。
- ・小前（こまえ）：村役人以外の農民。
- ・罷（まかり）：動詞の上について語勢を強めたり、謙譲の意を表す場合に用いる。＊不罷出（まかりいでざる）：出ない。
- ・早々（はやばや）：すべて。
- ・名主（なぬし）：村役人。原則として一村に一人だが、複数の場合もあった。村内の有力農民が就任し、世襲が一般的だが交代制や選挙制をとる村もあった。村の代表として村の運営や他村・領主との交渉を行った一方、年貢の徴収や農民の統制を行うなど支配者の下部組織的一面もあった。組頭、百姓代と合わせて村方三役（又は地方三役）（むらかたさんやく・じかたさんやく）と呼ばれた。
- ・組頭（くみがしら）：村役人。農民から選ばれ、名主を補佐した。一つの村が複数の組に分けられその組の代表として名主と同様の権限を行使した場合もある。
- ・頭取名主（とうどりなぬし）：川越藩領組合村の大組合の大惣代。役勤の間苗字帶刀を許された。
- ・如件（くだんのごとし）：右に述べた通りです。書き止め文言の決まり文句。
- ・鈴木久兵衛（すずききゅうべえ）：鈴木家第 7 代久右衛門庸寿、鈴木家当主の通称が久兵衛なので久兵衛も使用か。
- ・鹿山兵右衛門（かやまへいえもん）：川越藩領大組合村の頭取名主の一人。比企郡飯島村（現、川島町飯島）の名主。

6 古文書の内容要約

宮前村組合村の名主達が、「前もって出された種痘のお達しをすぐに小前の者へ伝えたが、今もって種痘をしたいと申し出る者がいないので、さらに勧めるよう出されたお達しも承知した、有難い御意向と行違わないようにす

る」という旨を頭取名主へ伝えている。

【参考】川島町・宮前村の位置



↑「実測埼玉県管内全図」（小室家文書 4691）

○参考文献

- 『鈴木（庸）家文書目録』（埼玉県立文書館、1996）
- 香西豊子『種痘という〈衛生〉近世日本における予防接種の歴史』（東京大学出版会、2019）
- 『蘭学事始—蘭方医安藤文沢・太郎父子とその周辺』（毛呂山町歴史民俗資料館、1995）
- 『川島町史』通史編 中巻（川島町、2008）
- 『国史大辞典』（吉川弘文館、1986）
- 『日本史広辞典』（山川出版社、1997）